

# 港湾関係業務に必要不可欠な法令を厳選!

令和5年版

# 港湾小六法

- ◆A5判 ◆2,416頁
  - ◆上製ビニールクロス装 ◆ケース入
  - ◆定価19,250円
- (本体17,500円+税10%)  
ISBN978-4-8090-5134-0 C3032 ¥17500E

国土交通省港湾局 監修

令和5年7月1日内容現在

東京法令出版公式Twitterアカウント

@tokyo\_horei

詳しい内容は、こちらまで!

ご注文もできます

東京法令

検索

https://www.tokyo-horei.co.jp/official/



五 前二号に掲げるものほか、第一号の区域において行う緑地等の維持その他の港湾の環境の整備に関する事業に関する事項

六 資金計画及び収支計画

三 前項第三号及び第四号に掲げる事項には、同項第三号又は第四号に規定する施設の実施に係る第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項を記載することができる。

本条の一部改正(昭和四十八年七月法律五十四号、平成二年二月六号第三号、平成三年三月九号、本条を全部改正(令和四年一月法律八七号))

【参照】 一 項(国土交通省省令 規則一五〇の九)

【規】 港湾環境整備計画の作成及び認定の申請

第二十五条の一九 法第五十一条第一項の港湾管理者の認定を受けようとする者(次項第一号にいう)は、第五号の二の様式により提出しなければならない。

二 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法人にあつては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- イ 定款又は寄附行為及び最近の事業年度の財産目録
- ロ 財産目録
- ハ 住民票の写し
- ニ 個人にあつては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三 緑地等の位置図

四 法第五十一条第三項に規定する事項を記載する場合は

二 前号の災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと併合して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業

三 公立学校

三十八号

三十九号

四十号

四十一号

四十二号

四十三号

四十四号

四十五号

四十六号

四十七号

四十八号

四十九号

五十号

五十一号

五十二号

五十三号

五十四号

五十五号

五十六号

五十七号

五十八号

五十九号

六十号

六十一号

六十二号

六十三号

六十四号

六十五号

六十六号

六十七号

六十八号

六十九号

七十号

七十一号

七十二号

七十三号

七十四号

七十五号

七十六号

七十七号

七十八号

七十九号

八十号

八十一号

八十二号

八十三号

八十四号

八十五号

八十六号

八十七号

八十八号

八十九号

九十号

九十一号

九十二号

九十三号

九十四号

九十五号

九十六号

九十七号

九十八号

九十九号

百号

## 新規の告示を追加。海上運送法など最新の法改正も反映した最新版

分かりやすい! 条文理解に役立つ 参照条文付き

使いやすい! 港湾法は、対応する令・規則を該当条文の次に登載

七 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

第二十八条第一項又は第二項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス(同法第五条第三項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援)の事業の用に供する施設の災害復旧事業

九 売春防止法(昭和三十一年法律第一百八十八号)第三十六条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設(市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む)の災害復旧事業

本条一項九号は、令和四法五二により改正され、令和六年四月一日から施行

九 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項の規定により都道府県が設置した女性自立支援施設(市町村又は社会福祉法人が設置した女性自立支援施設で都道府県から同項に規定する自立支援の委託を受けているものを含む)の災害復旧事業

十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

十一 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(令和四法五二)により改正され、令和六年四月一日から施行

九 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項の規定により都道府県が設置した女性自立支援施設(市町村又は社会福祉法人が設置した女性自立支援施設で都道府県から同項に規定する自立支援の委託を受けているものを含む)の災害復旧事業

十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

十一 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(令和四法五二)により改正され、令和六年四月一日から施行

十二 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の二)

十三 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の三)

十四 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の四)

十五 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の五)

十六 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の六)

十七 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の七)

十八 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の八)

十九 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の九)

二十 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の十)

二十一 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の十一)

二十二 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の十二)

二十三 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の十三)

二十四 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の十四)

二十五 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の十五)

二十六 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の十六)

二十七 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の十七)

二十八 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の十八)

二十九 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の十九)

三十 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の二十)

三十一 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の二十一)

三十二 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の二十二)

三十三 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の二十三)

三十四 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の二十四)

三十五 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の二十五)

三十六 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の二十六)

三十七 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の二十七)

三十八 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の二十八)

三十九 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の二十九)

四十 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の三十)

四十一 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の三十一)

四十二 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の三十二)

四十三 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の三十三)

四十四 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の三十四)

四十五 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の三十五)

四十六 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の三十六)

四十七 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の三十七)

四十八 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の三十八)

四十九 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の三十九)

五十 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の四十)

五十一 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の四十一)

五十二 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の四十二)

五十三 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の四十三)

五十四 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の四十四)

五十五 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の四十五)

五十六 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の四十六)

五十七 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の四十七)

五十八 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の四十八)

五十九 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の四十九)

六十 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の五十)

六十一 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の五十一)

六十二 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の五十二)

六十三 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の五十三)

六十四 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の五十四)

六十五 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の五十五)

六十六 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の五十六)

六十七 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の五十七)

六十八 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の五十八)

六十九 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の五十九)

七十 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の六十)

七十一 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の六十一)

七十二 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の六十二)

七十三 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の六十三)

七十四 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の六十四)

七十五 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の六十五)

七十六 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の六十六)

七十七 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の六十七)

七十八 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の六十八)

七十九 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の六十九)

八十 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の七十)

八十一 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の七十一)

八十二 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の七十二)

八十三 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の七十三)

八十四 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の七十四)

八十五 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の七十五)

八十六 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の七十六)

八十七 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の七十七)

八十八 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の七十八)

八十九 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の七十九)

九十 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の八十)

九十一 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の八十一)

九十二 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の八十二)

九十三 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の八十三)

九十四 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の八十四)

九十五 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の八十五)

九十六 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の八十六)

九十七 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の八十七)

九十八 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の八十八)

九十九 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の八十九)

百 国土交通省令(国土交通省令 規則一五〇の九十)

施行までに期間がある条文は、改正後の条文と現行条文を併記

東京法令出版

# 充実した登載内容! 港湾関係者の実務を支える必須法令集の最新版

令和5年版

## 目次

色刷は参照条文付きの法令

●は令和5年版で補正された法令

### 港湾

- 港湾の整備・運営
- 港湾法●施行令●施行規則
- 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令
- 開港保全航路において確保すべき水深を定める件
- 港湾法第44条の2第2項の同意の基準を定める件
- 国土交通大臣の指定する電子計算機を定める件
- 堺東港港湾広域防災区域の区域を変更した件
- 川崎港港湾広域防災区域の区域を変更した件
- 港湾法の規定に基づき国土交通大臣が指定する二以上の国際戦略港湾を定める件
- 大阪港及び神戸港における埠頭群を運営する者を指定した件
- 京浜港における埠頭群を運営する者を指定した件
- 名古屋港及び四日市港における埠頭群を運営する者を指定した件
- 港湾の施設の技術上の基準を定める省令
- 港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示
- 技術基準対象施設の施工に関する基準を定める告示
- 技術基準対象施設の維持に必要事項を定める告示
- 港湾法第56条の2の2第3項ただし書の設計方法
- 公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示
- 港湾の開発、利用及び保全並びに開港保全航路の開発に関する基本方針
- 陸域を定める告示
- 社会資本整備重点計画法●施行令●施行規則
- 交通政策基本法
- 特定港湾施設整備特別措置法●施行令●施行規則
- 特別会計に関する法律(抄)●施行令(抄)
- 港湾整備促進法●施行令
- 国が施行する内国貿易設備に関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の譲与又は貸付及び使用料の徴収に関する法律
- 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法●施行令
- 海上運送法●施行令●施行規則
- 港湾運送事業法●施行令●施行規則
- 港湾運送事業報告規則
- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律●施行令●施行規則
- 流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針
- 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律
- 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号の海域を定める政令
- 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律●施行令●施行規則
- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律●施行令●施行規則
- 国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則
- 海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示

### 民生活業

- 民間都市開発の推進に関する特別措置法●施行令●施行規則
- 多極分散型国土形成促進法●施行令
- 振興拠点地域に係る中核的民間施設及び業務核都市に係る中核的民間施設に関する細分を定める省令
- 振興拠点地域基本構想の同意に当たっての基準
- 業務核都市基本方針
- 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律

### 地域事例

- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法●施行規則
- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第5条第3項の倍数を定める政令

- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準
- 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律
- 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第7項の規定による国の貸付金の償還期間等を定める政令
- 沖縄復興特別措置法
- 離島振興法
- 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律●施行令
- 奄美群島振興開発特別措置法(抄)●施行令(抄)
- 小笠原諸島振興開発特別措置法(抄)●施行令(抄)
- 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法●施行令
- 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第2条第7号に規定する原子力発電による電気の安定供給に寄与する原子力の研究及び開発の用に供する施設を定める命令

### 外貿埠頭

- 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律●施行令●施行規則

### 国有財産・補助金

- 国有財産法●施行令
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律●施行令

### 地方自治

- 地方自治法(抄)
- 地方財政法(抄)

### 統計

- 統計法
- 港湾調査規則

### 公有水面埋立・運河

- 公有水面埋立法●施行令●施行規則
- 公有水面埋立法施行令第32条第1号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示
- 運河法●施行規則

### 海岸

- 海岸法●施行令●施行規則
- 海岸法第37条の2第1項の海岸を指定する政令
- 海岸保全施設の技術上の基準を定める省令
- 海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針
- 津波防災地域づくりに関する法律(抄)●施行令(抄)

### 災害対策等

- 災害対策基本法●施行令●施行規則
- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律●施行令
- 阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
- 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
- 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(抄)
- 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による神戸港の特定用途港湾施設の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設等を定める政令
- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(抄)
- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令(抄)
- 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(抄)●施行令(抄)
- 東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法●施行令●施行規則
- 東日本大震災復興特別区域法(抄)
- 農林水産省・国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則

- 農林水産省・国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第1条及び第2条の農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める書類

- 福島復興再生特別措置法(抄)●施行令(抄)
- 国土交通省関係福島復興再生特別措置法第7条第8項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令
- 大規模災害からの復興に関する法律(抄)●施行令(抄)

- 農林水産省・国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則
- 農林水産省・国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第1条及び第2条の農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める書類
- 地震防災対策特別措置法●施行令●施行規則
- 大規模地震対策特別措置法●施行令●施行規則
- 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律●施行令●施行規則

- 緊急輸送を確保するため必要な港湾施設の基準及び円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設の基準を定める命令
- 津波対策の推進に関する法律

### 環境

- 環境基本法
- 環境影響評価法●施行令●施行規則
- 港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

- 公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令
- 公害防止事業者負担法●施行令
- 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律●施行令

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律●施行令●施行規則(抄)

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令

- 土壌汚染対策法●施行令●施行規則
- 広域臨海環境整備センター法●施行令●施行規則

- 広域臨海環境整備センター法第2条第2項の規定に基づき、広域処理対象区域を指定する件
- 広域臨海環境整備センター法施行令に規定する主務大臣が指定する財産及び主務大臣が定める日を定める件
- 広域処理場整備対象港湾を指定する告示

- 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律●施行令●施行規則
- 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第2条第2項に規定する特定施設の整備に関する基本指針

- 瀬戸内海環境保全特別措置法●施行令●施行規則
- 瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針

- 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律●施行令
- 一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律●施行令
- 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
- 自然環境保全法(抄)
- 自然再生推進法

- 都市の低炭素化の促進に関する法律(抄)●施行規則(抄)

### 国土利用

- 地域再生法(抄)●施行令(抄)●施行規則(抄)
- 国土交通省関係地域再生法施行規則
- 北海道開発法(抄)
- 発電用施設周辺地域整備法
- 大阪湾臨海地域開発整備法

- 大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する基本方針

### 都市計画

- 都市計画法●施行令●施行規則
- 都市再生特別措置法●施行令●施行規則
- 景観法
- 流通業務市街地の整備に関する法律
- 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律●施行令●施行規則
- 広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針
- 建築基準法(抄)

### 海上交通の安全

- 港則法●施行令
- 海上交通安全法(抄)

### 安全保障

- 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
- 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第3条第1項第4号の關係行政機関を定める政令
- 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律●施行令
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律●施行令
- 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律●施行令
- 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第5条第2項に掲げる措置の細目を定める告示
- 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第5条第2項に掲げる措置の細目を定める告示
- 埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示
- 埠頭保安規程等に記載すべき事項に関する告示
- 埠頭保安規程等に係る重要な事項に関する告示
- 水域保安規程等に記載すべき事項に関する告示
- 重要施設周辺及び国際領土等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律
- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

### 諸法

- 行政手続法●施行令
- 国土交通省職制手続規則
- 行政代執行法
- 国家賠償法
- 公共団体ノ管理ニル公共用土地物件ノ使用ニ関スル法律
- 漁港漁場整備法●施行令●施行規則
- 港湾労働法
- 企業合理化促進法(抄)●施行規則(抄)
- 関税法(抄)●施行令(抄)
- 出入国管理及び難民認定法(抄)●施行規則(抄)
- 検校法(抄)●施行令(抄)●施行規則(抄)
- 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律●施行令●施行規則
- 海洋基本法

### 行政組織

- 国土交通省設置法(抄)
- 国土交通省組織令(抄)
- 国土交通省組織規則(抄)
- 地方整備局組織規則(抄)
- 北海道開発局組織規則(抄)
- 地方運輸局組織規則(抄)
- 沖繩総合事務局組織規則(抄)
- 国土技術政策総合研究所組織規則(抄)
- 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法(抄)
- 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に関する省令

## 令和5年版 港湾小六法

定価19,250円(本体17,500円+税10%) [コード563]

申込

部

(送料はサービス)

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日

(フリガナ) お取扱者(自署) (TEL - - )

〒 お届け先住所

団体名 部署名 公用 私用

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役  
★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。  
★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。  
★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。  
★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。  
★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL.026-224-5441、privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。  
★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先  
東京法令出版株式会社 受注センター  
〒381-0022 長野市大豆島3111

FAX 0120-338-923  
TEL 0120-338-272

(携帯電話からもお申込みできます。)

会社使用欄	在庫	ラベル	〒	入力印	入力欄
団体コード	得意先コード	納品済	請求済	領収済	チャック